

## 自動的に無期転換？

### 契約期間は5年超過

#### 問

有期雇用を反復更新して5年以上が経過しました。就業規則を確認すると、無期雇用社員用がありました。労契法には無期転換の仕組みがありますが、自動的に無期雇用に切り換わっていたのでしょうか。

### 有期が有利な場合あり

#### 答

仮に、雇止めされたときですが、雇止めの有効性を考えるうえでは、労働契約法19条でいわゆる雇止め法理について規定しています。雇止めされた「労働者が有期労働契約の更新・締結の申込み」をした場合で、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、労働者の更新・締結の申込みを使用者は承諾したものとみなすという効果があります。この場合、これまでの有期労働契約が更新された形になります。無期転換権は、労働者が期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたとき（労契法18条）という条件があります。19条と18条は別の規定です。学説（荒木尚志ほか「詳説労働契約法」）や裁判（高知高判令3・4・2）においては、「有期労働契約であることに伴い労働者に有利な労働条件が定められることもあるので自動的な無期転換ではなく」権利を与えたとしています。いわゆる有期プレミアム（菅野和夫「労働法」）がある場合を考慮していません。